

〔Ⅲ〕 次の(A)~(C)の各史料に関する問1~問15について、(ア)~(ウ)の中から最も適当な語句を選び、その記号をマークしなさい。

(A) 第一条 本法ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル工場ニ之ヲ適用ス

一 常時(①)人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二条 工業主ハ(②)歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ

得ス。但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引続キ就業セシムル場合ハ此ノ限

ニ在ラス。行政官庁ハ軽易ナル業務ニ付就業ニ関スル条件ヲ付シテ、十歳

以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得

(『官報』)

問1 この史料(法律)は、1911年3月に公布された工場法である。その当時の内閣総理大臣は誰か。

(ア) 大隈重信 (イ) 西園寺公望 (ウ) 桂太郎

問2 文中の(①)と(②)に入る語句の組合せとして正しいものはどれか。

(ア) ①十五 ②十二 (イ) ①十 ②十二 (ウ) ①十 ②十五

問3 この法律が出された背景には、当時の劣悪な労働環境があった。それらの実情を詳細に調査した、横山源之助による1899年刊行の著作は何か。

(ア) 『女工哀史』 (イ) 『職工事情』 (ウ) 『日本之下層社会』

問4 下線部③「行政官庁」とは何か。

(ア) 民部省 (イ) 内務省 (ウ) 工部省